

# 自動車税環境性能割（県税）

自動車の取得に対してかかります。

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割（39ページ）が導入されました。

## ◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額 取得価額×税率

## ◆税率（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

自動車税環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりになります。

対象自動車	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	税率				
				自家用	営業用			
電気自動車 (燃料電池自動車を含む)	—	—	—	非課税				
天然ガス自動車	—	平成30年排出ガス基準適合 または 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減	—	非課税				
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—	非課税				
ガソリン自動車 (※)	乗用車	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準95%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税				
			令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税			
			令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成		0.5%			
			令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%		1%		
			令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成					
			令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	2%			
			上記以外					
	トラック	2.5t以下	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税			
				令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%		
				令和4年度燃費基準95%達成				
				上記以外	3%	2%		
		2.5t超 3.5t以下	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	令和4年度燃費基準達成			非課税	
				令和4年度燃費基準95%達成			1%	0.5%
				上記以外				
2.5t超 3.5t以下	平成30年排出ガス基準25%低減 または 平成17年排出ガス基準50%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税					
		令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%				
		令和4年度燃費基準95%達成						
		上記以外	3%	2%				

対象自動車		車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	税率	
					自家用	営業用
ガソリン 自動車 (※)	バス	3.5t以下	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	
				令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
				上記以外	3%	2%
			平成30年排出ガス 基準25%低減 または 平成17年排出ガス 基準50%低減	令和2年度燃費基準110%達成	非課税	
				令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%
				令和2年度燃費基準達成	2%	1%
上記以外	3%	2%				
LPG 自動車	乗用車	-	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和12年度燃費基準95%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	
				令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
				令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		0.5%
				令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%
				令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		
				令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	2%
				上記以外		

(※) ハイブリッド自動車を含みます。

対象自動車	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	税率		
				自家用	営業用	
ディーゼル自動車 (※)	乗用車	平成 30 年排出ガス 基準適合 または 平成 21 年排出ガス 基準適合	令和 12 年度燃費基準 95%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成	非課税		
			令和 12 年度燃費基準 90%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成	1 %	非課税	
			令和 12 年度燃費基準 85%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成			0.5%
			令和 12 年度燃費基準 80%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成			
			令和 12 年度燃費基準 75%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成			
			令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成	3 %	1 %	
			上記以外	2 %		
	トラック	2.5 t 超 3.5 t 以下	平成 30 年排出ガス 基準適合 または 平成 21 年排出ガス基準 NOx 及び PM10%低減	令和 4 年度燃費基準達成	非課税	
				令和 4 年度燃費基準 95%達成	1 %	0.5%
				上記以外	3 %	2 %
		平成 21 年排出ガス 基準適合	令和 4 年度燃費基準 105%達成	非課税		
			令和 4 年度燃費基準達成	1 %	0.5%	
			令和 4 年度燃費基準 95%達成	2 %	1 %	
			上記以外	3 %	2 %	
	バス	3.5 t 以下	平成 30 年排出ガス 基準適合 または 平成 21 年排出ガス基準 NOx 及び PM10%低減	令和 2 年度燃費基準 105%達成	非課税	
				令和 2 年度燃費基準達成	1 %	0.5%
				上記以外	3 %	2 %
		平成 21 年排出ガス 基準適合	令和 2 年度燃費基準 110%達成	非課税		
			令和 2 年度燃費基準 105%達成	1 %	0.5%	
			令和 2 年度燃費基準達成	2 %	1 %	
上記以外			3 %	2 %		
バス トラック	3.5 t 超	平成 28 年排出ガス 基準適合 または 平成 21 年排出ガス基準 NOx 及び PM10%低減	令和 7 年度燃費基準 105%達成	非課税		
			令和 7 年度燃費基準達成	1 %	0.5%	
			令和 7 年度燃費基準 95%達成	2 %	1 %	
			上記以外	3 %	2 %	

(※) ハイブリッド自動車を含みます。

◎バリアフリー対応バス・タクシーや衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載したトラックまたはバス等は取得に係る特例措置があります。

### ◆免税・非課税

- 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- 相続による自動車の取得
- 法人の合併又は分割による自動車の取得
- 所有権留保付で売買された自動車で所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1か月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- 身体障がい者等の自動車税種別割の減免（36ページ参照）と同様に自動車税環境性能割についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。なお、減免額には上限があります。

### ◆申告と納税

自動車を取得した人が新規登録、移転登録などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

### ◆市町村への交付

県へ納められた環境性能割の40.85%に相当する額は、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付されます。